

各位

2024年5月22日
株式会社 bitFlyer

ビットコインピザデーに社会貢献活動を実施
— 都内 29 か所の児童養護施設にピザ 1,001 枚を無償提供 —



株式会社 bitFlyer（本社：東京都港区、代表取締役：加納 裕三、以下「当社」）は、「ビットコインピザデー」である本日（5月22日）、社会貢献活動として都内の児童養護施設で生活する子供たちにピザあわせて約 1,001 枚を無償で提供する取り組みを実施しましたので、お知らせいたします。

ビットコインピザデーとは、2010年5月22日にビットコインが宅配ピザの決済に使われたことをきっかけに、ビットコインが歴史上初めて価値を持った日として暗号資産業界の記念日になっています。

当社としては、今回の取り組みを通じて業界の特別な日を社会に広く知ってもらうとともに、今年創業10年を迎えたことで日頃の感謝の気持ちを込めて地域社会に貢献してまいります。さらに、ピザの提供をきっかけに子供たちに暗号資産やweb3に興味を持ってもらいたいと考えております。

当社は今後もこうした取り組みを通じて業界や暗号資産の魅力を社会に広く発信するとともに、取り組みを継続することで地域社会への貢献に努めてまいります。

■ ビットコインピザデーとは

2010年5月22日にフロリダでプログラマーの男性が宅配ピザ2枚を購入した代金として1万ビットコインを支払った。暗号資産業界では、ビットコインが歴史上初めて経済活動の中で価値を持った日として、皆で集まってピザを食べながらお祝いする記念日になっている。1万ビットコインは当時の価格だと約2,200円程度だったが、現在の価格に換算すると1,000億円以上になっていて、14年の経過でビットコインの社会的な価値が著しく上昇していることを認識する日にもなっている。

■ 実施日時

2024年5月22日（水）午後3時半から午後4時半まで

■ 提供先

都内29か所の児童養護施設で生活する子供たちあわせて1,001人に合計1,001枚のピザを提供
このうち、渋谷区にある「広尾フレンズ」には当社代表取締役の加納裕三が訪問し、60枚のピザを直接お届けしたほか、在籍する子供たちとお金をテーマに対話を実施。

■ 広尾フレンズについて

1876年に創設された歴史ある児童養護施設で、約40名の子どもたちが生活している。当社代表の加納裕三が外資系証券会社に勤務していた際に社会貢献活動の一環として施設を訪れた経験があり、縁のある施設。

株式会社 bitFlyer について

「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに掲げ2014年に設立され、兄弟会社である bitFlyer USA, Inc. 及び bitFlyer EUROPE S.A. と共にグローバルに暗号資産取引事業を展開し、お客様にご愛顧いただき、顧客満足度 No.1* を達成しました。

暗号資産交換業者および第一種金融商品取引業者として、サービスの拡大・改善を続け、一人でも多くのお客様にご満足いただける流動性の高い暗号資産取引所を目指しています。

公式 HP : <https://bitflyer.com>

* 調査概要：2022年11月 暗号資産取引所サービスについての市場調査
調査機関：日本マーケティングリサーチ機構
調査時期：2022年11月11日～2022年11月25日

【注意事項（よくお読みください）】

- ・暗号資産は法定通貨ではありません。
- ・暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます。
- ・暗号資産の売買や他の暗号資産との交換は、暗号資産の価格変動により損失を被ることのある取引です。暗号資産の価格は、需給バランスの変化や、物価・法定通貨・他の市場の動向、暗号資産に係る状況の変化等の影響により下落する可能性があります。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引の取引価格は、当社における暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動から影響を受けて上下するほか、暗号資産関連店頭デリバティブ取引が参照する暗号資産の価格の変動から間接的な影響を受けることによっても上下するため、損失を被ることがあります。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、取引価格と建玉数量の積である取引金額を預入証拠金等の額よりも大きくできる取引です。そのため、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動や参照する暗号資産の価格の変動によりお客様に不利な方向へ取引金額が預入証拠金等の額よりも大きく変動し、お客様の被る損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっての預入証拠金等の額は取引金額の 50% 以上であり、取引金額は預入証拠金等の額の 2 倍以下となります（いずれも個人のお客様の場合）。預入証拠金等についての詳細は「[bitFlyer Crypto CFD とは?](#)」をご覧ください。
- ・販売所における暗号資産の売買や他の暗号資産との交換の際には、購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換並びに暗号資産関連店頭デリバティブ取引のご利用に際してお支払いいただく手数料、その他費用、計算方法等は「[手数料一覧・税](#)」に定める通りです。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、当社がお客様の相手方となって行われる相対取引です。
- ・契約締結前交付書面等の内容を十分ご確認いただいた上で、ご自身の判断と責任により取引を行ってください。

株式会社 bitFlyer

暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00003 号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3294 号

所属する認定資金決済事業者協会かつ金融商品取引業協会 一般社団法人日本暗号資産取引業協会

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer

社長室 PR 責任者 五十嵐：080-5794-9776

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト：<https://bitflyer.com> お問い合わせ先：<https://bitflyer.com/ja-jp/contact>